

隨 想

「私の社会保障・税一（部）改革案」

富山県立山町長 舟橋貴之



3月議会定例会「提案理由説明」の一部を紹介したい。

「立山町長としての業務に、県社

会福祉事務所に対して、生活保護の進達を行うものがあります。これまで民生委員さんの意見や町担当者の面談に基づいた書類に目を通し、印鑑を押してきました。どなたも気の毒な状況の方ばかりです。ただし、経験を読みながら思うことがあります。「なぜ、この人は、収入があつたときに基礎年金の保険料を払わなかつたのだろうか?」と。

現在、国民年金の納付率は国全体でおよそ6割です。しかも、2割の方が減免を受けておられますので、実際、保険料を払っている人は5割です。この保険料方式が続くどころなのでしょうか? そうです。将来、大量の無年金者が発生することになります。そして、現在でも2百

減り、かつ、将来の生活保護受給者を減らすことができるのです。』

この原稿の締め切りが4月下旬であるため、流動的な要素を残しているが、6月においても消費税増税法案は、まだ可決されていないと予想している。超高齢・人口減少期の到来による介護や医療への繰り出しが、自治体財政を圧迫している。そ

のため、全国町村会も偏在性の少ない地方消費税の増額を期待していることも承知している。しかし、「いま、苦しいから」と言って、現政権のように増税分を「これに使います。あれにも使います」と、社会保障の拡充を約束してはいけない。次世代に対する無責任であると考えている。

私は、これまでに2度、全国町村会に対し、政府予算編成及び施策に関する意見(案)を提案した。そのひとつが、少子化対策に関連して「所得税の扶養控除の見直しなど、三世代同居を推進する施策を講ずること」である。

①所得税の扶養控除の条件は、現行は同居老親等を70歳以上としているが、小学3年生以下の子どもを含む三世代同居(世帯分離を認めない)世帯では、60歳に引き下げること。これは、放課後児童クラ

ブの対象児童は概ね10歳未満つまり小学生(3年生まで)であるので、60歳代の祖父母に子どもをみてもうつことができるためだ。

②現行の控除額は、同居(58万円)と非同居(48万円)となつており、10万円の差では、同居のメリットが見出せない。そこで、同居(78万円)、非同居(38万円)とする」と。

なお、実際に老親と同居している世帯が少ないのだから、この改正により税収が下がることはない。

また、保育所においても、「せぬましい」と、現場の保育士は訴えて3歳未満児までは、家族(祖父母)にみてもうほうが健全育成上、望ましい」と、現場の保育士は訴えている。0~1歳児の保育単価は、月額15万余円となっているので、極論すれば、おばあちゃんに月額10万円を渡したとしても行政コストは削減されるし、おばあちゃんの収入にもなる。ちなみに、首都圏では未満児保育の待機児童が多いと聞くが、我が富山県には待機児童はない。

消費税率を引き上げるのはやむを得ないが、全国町村会幹部におかれでは、古き良き家族の形態がまだ残っている町村の良さをPRし、家族を基本とするような改革とするよう政府に提言されることを望んでいます。